

## 栗東市配食サービス事業 業務内容説明書

栗東市では、在宅の高齢者等の食生活の改善、健康増進、自立支援と安否確認を目的とした「配食サービス事業」を実施しています。本事業の趣旨に賛同し、以下の業務内容及び条件を遵守できる事業者を随時募集しています。

### 1 事業の概要

本事業は、市が指定した事業者の中から、利用者が希望する事業者を選択し、契約を結んで利用する制度です。事業者は、利用者宅へ食事を届けるとともに、安否確認を行います。

### 2 業務の実施条件

以下の条件を満たす体制で実施してください。

項目	条件・内容
営業日	原則として毎日(月曜日～日曜日、祝日を含む) ただし、1月1日から1月3日(年始)は休業とします。
配達時間	昼食として、午前10時頃から正午頃まで(遅くとも午後1時00分まで)に配達を完了してください。
提供エリア	栗東市内の全域、または事業者が申請した特定のエリアとします。
利用回数	利用者1人につき、週4回(食)を限度として利用します。事業者は、利用者が希望する曜日(土日祝日を含む)に対応できる体制を整えてください。

### 3 具体的な業務内容

#### (1)食事の提供

高齢者の健康維持に配慮し、以下の基準で食事を提供してください。

区分	具体的な内容
栄養管理	高齢者の健康維持に配慮し、栄養士等が作成した献立による、栄養バランス、カロリー、塩分等に配慮したお弁当としてください。
個別対応	利用者個々の身体状況に応じ、可能な範囲で以下の対応を行ってください。形態対応について、きざみ食、おかゆ、一口大など。また、成分対応について減塩食、アレルギー対応など
容器	衛生的な専用容器(回収式)または使い捨て容器を使用してください。

#### (2)配達および安否確認(最重要)

食事の配達と同時に、必ず安否確認を行ってください。

区分	対応手順・ルール
原則	食事は原則として利用者に直接手渡しし、顔色や会話から健康状態・安否を確認してください。
不在時	①チャイム等で応答がない場合でも、勝手に鍵を開けて入室しないこと。 ②電話で本人に確認する。 ③本人に連絡が取れない場合は、事前に登録された緊急連絡先(親族等)へ連絡し、指示を仰ぐこと。
禁止事項	安否確認ができない状態での「置き配(置いて帰ること)」は厳禁です。

### (3)衛生管理

- ・「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理」を導入し、食中毒防止に万全を期してください。
- ・調理施設及び従事者の衛生管理を徹底してください。
- ・万が一、食中毒や異物混入等の事故が発生した場合は、直ちに提供を中止し、市へ報告してください。

## 4 費用について

費目	単価(税込)	支払・徴収方法	キャンセル料の取扱い
利用者負担額(事業者の収入)	普通食:450円(税込)以内 特別食:450円超も可(きざみ食、減塩食等)※ただし、設定価格を事前に市に報告すること	利用者から直接徴収(口座振替または現金)	【前日まで】原則無料。 【当日・不在時】実費相当分を利用者に請求可。
市の委託料(公費負担分)	400円(税込)以内	市から支払い(毎月の実績報告に基づき振込)	【当日・不在時】原則として支払われません。

## 5 事務手続き・報告

### (1) 実績報告

毎月10日までに、前月分のサービス提供実績を市(長寿福祉課)へ報告してください。

### (2) 変更等の連絡

利用者から「入院するので休みたい」「回数を変更したい」等の申し出があった場合は速やかに対応し、その内容を市へ報告してください。

### (3) 個人情報の管理

業務上知り得た利用者及び家族の個人情報は、厳重に管理し、本事業の目的以外には使用しないでください。

## 6 応募資格(必須条件)

本事業の指定事業者となるには、以下の要件を満たしている必要があります。

①栗東市競争入札参加有資格者(物品・役務等)であること。

※申請日時点で入札参加資格審査の申請中である場合も応募できますが、指定決定は有資格者となったことが確認できたあとに行います。

②食品衛生法に基づく「飲食店営業」の許可を有していること。

③市内に調理施設を有すること(または近隣市で適正な衛生管理のもと調理・配送ができること)。

## 7 指定期間と契約

指定期間:指定の日から、当該事業者の「栗東市競争入札参加資格」の有効期間満了の日まで。

契約期間:業務委託契約は、各年度の予算成立を前提に、1年ごと(4月1日～翌年3月31日)に締結します。

## 8 その他本説明書に定めのない事項や、判断に迷う事例が生じた場合は、栗東市配食サービス事業実施要綱の趣旨に従い、市と協議して対応してください。